

日医発第 137 号（地域）
令和 8 年 4 月 10 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村英仁
(公印省略)

病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の
総合的な確保に関する法律第 7 条の 2 第 2 項に係る運用について

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の通知が発出され、本会に対しても情報提供がありました。

本通知は令和 7 年 12 月に公布された医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年 12 月 16 日付日医発第 1511 号（地域）参照）において、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律に基づき行うこととされた病床数の適正化に対する支援事業（令和 8 年 4 月 9 日付け日医発第 124 号（地域）参照）に係る運用について、通知するものです。

本運用では、「医療法に関する三党合意書」（令和 7 年 6 月 6 日自由民主党、公明党、日本維新の会合意）を踏まえ、同事業の実施により既存病床数が削減された場合に対応して、不可逆的措置として医療計画で定める基準病床数を削減することとされております。

病床削減率など基準病床数の引下げに関する基本的な考え方及びその例外（基準病床数の削減数が本事業による病床削減数を下回る場合及び都道府県において柔軟な運用を可能とする場合）、対象病床、実施時期、令和 6 年度補正予算による「病床数適正化支援事業」により削減した病床の取扱い及び時限的措置に関する事項につき、詳細は本通知をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、基準病床数の引下げが検討される際には貴都道府県行政とのご協議をお願いいたします。また、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてもご高配のほどよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令 和 8 年 4 月 8 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）」について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

令和8年4月8日
医政発0408第14号
障発0408第6号

各

| |
|---------------------------|
| 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 |
|---------------------------|

 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の
総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）

「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）が令和7年12月12日に公布及び一部施行され、病床数の適正化に対する支援事業については、令和8年4月8日医政発0408第4号厚生労働省医政局長通知の別紙「病床数適正化緊急支援事業実施要綱」が本日示されたところである。

病床数の適正化に対する支援事業については、衆議院修正における改正法第4条（地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律（平成元年法律第64号。以下「総確法」という。））に係る改正事項の追加により、病床数の適正化に対する支援事業を行うこととされた。その趣旨は、「医療法に関する三党合意書」（令和7年6月6日自由民主党、公明党、日本維新の会合意）において「2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る」とされ、これを踏まえ、当該事業により削減された病床については、不可逆的措置として医療計画で定める基準病床数を削減することとされたものである。

今般、下記のとおり、病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用についてお示しするので、内容を御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 基準病床数の引下げに関する基本的な考え方

衆議院修正により追加された、病床数の適正化に対する支援事業に係る不可逆的措置について、具体的には、基準病床数は、地域の医療需要を、病床の稼働状況（病床利用率）を用いて病床数に換算するものであるところ、本事業の病床削減による病床利用率の変化を加味する観点から、二次医療圏（精神病床の場合は都道府県。以下同じ。）ごとに、病床削減率（削減病床数/既存病床数）を用いて基準病床数を削減することとする。

削減方法の詳細については、以下のとおりである。

病床削減率による削減方法

例) 既存病床数100床（80床稼働）から10床削減し既存病床数が90床となった場合

※基準病床数は、 $\frac{\text{入院患者数}}{\text{病床利用率}}$ とする。

$$\begin{aligned}\text{基準病床数} &= \frac{\text{入院患者数}}{80/100} \\ &= \frac{\text{入院患者数}}{80/100} \times \left(\frac{\text{入院患者数}}{80/100} \times \frac{10}{100} \right) \\ &= \frac{\text{入院患者数}}{80/100} \times \left(1 - \frac{10}{100} \right) \\ &= \text{入院患者数} \times \frac{100}{80} \times \frac{90}{100}\end{aligned}$$

以下のとおり、病床削減による病床利用率の変化を加味し、基準病床数を算定するものとする。

$$\text{病床削減後の基準病床数} = \frac{\text{入院患者数}}{80/90}$$

上記、病床削減率（削減病床数/既存病床数）を用いて基準病床数を削減する場合において、小数点以下の端数が生じる際は端数処理（四捨五入）を行うものとする。

なお、上記以外の例外については以下の場合とする。

① 上記削減方法による削減数が本事業による病床削減数を下回る場合

二次医療圏によっては、病床削減率を用いて削減すると、本事業による病床削減数を下回る場合がある（例えば基準病床数が80床、既存病床数が100床であって、本事業により10床を削減した場合、病床削減率が10%（削減10床/既存100床）となり、基準病床数の削減が8床（基準80床の10%）となる）ことから、こうした場合には、削減病床数と同数（10床）分を基準病床数から削減することとする。

② 都道府県において柔軟な運用を可能とする場合

二次医療圏によっては、基準病床数（例:100床）を既存病床（例:300床）が大幅に上回る場合において、基準病床数以上（例:150床）の病床削減が行われる可能性がある（基準病床数が

マイナスや0に近くなる)が、その場合には、地域の医療提供体制に支障をきたさないよう、基準病床数が削減後の既存病床数を超えない範囲で、都道府県において柔軟な運用を可能とする。

2 対象病床

一般病床、療養病床及び精神病床

以下の場合については、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（令和元年厚生省令第34号）第7条の2のとおり、基準病床数を削減するものから除く。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第10項から第12項までの規定に基づき行った許可に係る病床の数（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の3第2項若しくは第5条の4第2項の規定に基づき厚生労働大臣の同意を得た数又は同令第5条の4の2第2項に基づき都道府県知事が必要と認めた数を超えるときは当該厚生労働大臣の同意を得た数又は当該都道府県知事が必要と認めた数に限る。）
- (2) 以下に掲げる病床の数
 - イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33第1項第1号に規定する病院又は診療所の病床の数（当該病床の種別ごとに改正法による改正後の総確法第7条の2第1項に規定する事業に基づき削減した病床数に1から同号の式により算定した数を控除した数（当該数が、0.95以上であるときは1）を乗じて得た数に限る。）
 - ロ 放射線治療病室の病床の数
 - ハ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床の数
 - ニ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床の数（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）
- (3) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第14条第一項の規定に基づき行った許可に係る病床の数（同条第2項に規定する病床の数を超えるときは当該数に限る。）
- (4) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第3条第1項及び第2項各号に規定する病床の数

なお、改正法による改正後の医療法第7条の2第4項において、「都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第30条の4第8項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない」と規定されていることから、(2)における端数処理については当該規定に基づき各都道府県ごとに条例の定めるところにより取り扱うこと。

3 基準病床数引下げの実施時期

事業実施による基準病床数の引下げについては、申請や支払時期と病床削減実施時期が異

なることから、少なくとも来年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間で各都道府県において基準病床数の引下げを行う。

その上で、事業実施中における圏域内での増床については、本事業の趣旨や不可逆的措置の趣旨を踏まえつつ、増床の理由が真に地域の医療提供体制に必要であるかを含め都道府県において適切に判断すること。

4 令和6年度補正予算における「病床適正化支援事業」により削減した病床の取扱い

令和6年度補正予算により削減した病床については、本規定の趣旨を踏まえ、都道府県において、例えば、令和7年度補正予算と同様に基準病床数を削減する等の適切な対応を行うこととする。

5 時限的措置に関する事項

病床数の適正化に対する支援事業については、これを時限的な措置とするため、令和9年4月1日に廃止する。

なお、事業実施詳細については、「病床数適正化緊急支援事業実施要綱」を参照されたい。

以上